

令和5年1月臨時会 総務常任委員会記録

令和5年1月31日（火）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

令和5年1月31日（火）	5 頁
--------------------	-----

令和5年1月臨時会日程

日次	月日	摘要
第1日	1月31日(火)	審査日程の決定 総務部審査 議案乙第1号、議案甲第3号・第4号 〔説明、質疑〕 議案審査 議案乙第1号、議案甲第3号・第4号 〔総括、採決〕

1 月臨時会付議事件

1 市長提出議案

[令和5年1月31日付託]

議案乙第1号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第8号) [可決]

議案甲第3号工事請負契約の変更について [可決]

議案甲第4号工事請負契約の変更について [可決]

[令和5年1月31日委員会議決]

令和5年1月31日（火）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 伊藤克也

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長 石丸健一

総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 古賀庸介

総務部次長兼財政課長 姉川勝之

総務部次長兼庁舎建設課長 古澤哲也

庁舎建設課庁舎建設係長 森田智博

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

審査日程の決定

総務部審査

議案乙第1号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

議案甲第3号工事請負契約の変更について

議案甲第4号工事請負契約の変更について

〔説明、質疑〕

議案審査

議案乙第1号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

議案甲第3号工事請負契約の変更について

議案甲第4号工事請負契約の変更について

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時45分開会

中村直人委員長

ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。



審査日程の決定

中村直人委員長

本臨時会で当総務常任委員会に付託されております議案は、乙議案1件、甲議案2件であります。

委員会の審査日程につきましては、お手元に配付のとおり総務部関係議案を審査し、その後、総括、採決といたしたいと思っておりますので、御了承のほどよろしくお願い申し上げます。



総務部

議案乙第1号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

中村直人委員長

それでは、総務部関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第1号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

資料は書記からタブレットに配信をいたします。

では、執行部の説明を求めます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

おはようございます。

それでは、議案乙第1号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）中、総務部関係について説明をさせていただきます。

説明は総務常任委員会資料及び参考資料により行うこととしますので、よろしくお願いいたします。

まず、総務常任委員会資料2ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

まず、款12地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、節1地方交付税1億2,397万4,000円につきましては、国の補正予算により地方交付税が増額されまして、普通交付税について追加されたことに伴います補正でございます。

続きまして、款20繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金のマイナス9,335万6,000円につきましては、1月補正の財源調整のために繰り戻すものでございます。

参考資料の2ページ目に基金の資料を掲載しておりますが、財政調整基金の1月補正後の残高は約46億7,000万円になる予定でございます。

続きまして、款23市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することといたしておりますが、一括して御報告させていただきます。

参考資料のほうは3ページ目から6ページ目になっております。

まず、款23市債、項1市債、目4土木債、節1道路橋梁債3,070万円及び節3都市計画債2,340万円につきましては、それぞれ国の補正予算に基づく道路改良事業及び公園整備事業の補正に伴うものでございます。

以上で、議案乙第1号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）、総務部関係について説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

伊藤克也委員

今回、財政調整基金が減額をされておりますけれども、地方交付税が補正をされたことでの減額という理解の仕方によろしいのか確認をさせていただきます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

今回の国の補正予算、臨時経済対策に伴いまして、地方交付税につきまして増額補正がされております。

金額については、今お示ししているとおりでございます。

今回、その他議案といたしまして、例えば、建設事業、あと公園事業関係について、それぞれ追加補正に伴います事業を各常任委員会のほうで今御審議をいただいているところでございますが、そこに使っております一般財源相当分等を差し引いた残りの分についてを財政調整基金で調整をさせてもらっているということでございます。

なお、12月の追加のときにも、それなりの基金のほうを一時取り崩しておった部分もござ

いますので、そういったところを合わせて財源調整のために今回繰り戻しているものでございます。

中村直人委員長

よろしいですか。ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

基本的なことを教えていただきたいんですけど、3ページ目の充当の90%とか、パーセンテージが100%のところもあれば90%のところもあるんですけど、それはどこで決められているものなのか教えてもらっていいですか。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

参考資料の3ページ目等でのお話かと思えます。

例示でいきますと、3ページ目に土木債、道路橋梁債というのがございまして、各路線名のほうに事業費から補助金を引いたものに起債の充当率ということで、90%というものが掛かっております。

これが通常の当初で考えられる通常の起債の充当率ということになっております。

ただ今回、国の補正予算等で追加で増額されたような場合につきましては、通常の道路橋梁債とはまた違って、補正予算債という起債のメニューになっております。

補正予算債で活用する場合の充当率は100%ということになっておりまして、今回の分については、4ページ目のほうになっておりますけど、それぞれの事業——名称はそれぞれ前のページとかぶっているところがあるかと思えますが、今回追加でそれぞれ内示を受けた部分についての補助裏分については、充当率100%の補正予算債を打っているというふうな形で充当率が変わっているということでございます。

中村直人委員長

よろしいですか。

牧瀬昭子委員

それを決めることができるという意味でいいんですか。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

これは制度としてそういうふうに決まっている形になっております。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

以上で、議案甲第3号及び議案甲第4号の説明を終わらせていただきます。

次に、その他の新庁舎に関する御報告でございます。

工期についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、現在の工期でございます令和5年3月10日まででは、総合試運転調整の日程の確保が厳しい状況でございますので、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、工事監理業務につきまして、令和5年3月24日まで工期を延長したところでございます。

御報告は以上でございます。

よろしくお願いたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

これまた素朴な疑問で大変失礼なんですけど、令和3年6月の市議会定例会において議決されたものというのが、今回この条例の変更として上がってくるというタイミングっていうのが、なぜ今だったのかっていうの——工事請負契約の変更についてということが出てくるのが、どういうことでこのタイミングで出てくるのかっていうのが分からないんですけど。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

新庁舎の新築工事につきましては、建築、電気、機械、令和3年6月に議会の議決を得まして、本契約を締結いたしております。

先ほど御説明したとおり、建築工事、機械設備工事につきましては、今月1月18日に仮契約を締結いたしましたので、仮契約を締結いたしましたら、直近の議会のほうに議案として上程をいたしまして、議決をお願いするという流れの中で今回の議案の提出ということになっております。

石丸健一総務部長

通常は定例会のほうでお願いをするのが原則ではございますけれども、今回については工期も近づいておりますし、早めにお金が必要になるということで、早めに正式な契約をしたということで臨時議会の招集をお願いしたところでございます。

中村直人委員長

ほか、ございませんか。よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。以上で、議案審査を終了いたします。

もう引き続きいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議案甲第3号工事請負契約の変更について

議案甲第4号工事請負契約の変更について

中村直人委員長

次に、議案甲第3号及び第4号工事請負契約の変更についてを一括して採決を行います。
両議案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって両議案はいずれも原案のとおり可決いたしました。



中村直人委員長

以上で、総務常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。
なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。



中村直人委員長

以上で令和5年1月臨時会総務常任委員会を閉会いたします。

午前10時59分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務常任委員長 中 村 直 人

